明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（使用前事業者検査の実施）

第六条の二　使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第六条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第六条の四　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する廃棄物管理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第七条　法第五十一条の八第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　特定廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

［号を削る。］

三　申請に係る特定廃棄物管理施設の概要

四　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第七条　法第五十一条の八第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　特定廃棄物管理施設を設置する事業所（特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三　工事工程表

［号を加える。］

［号を加える。］